

平成30年6月12日

綾瀬市選挙管理委員会 殿

綾瀬市個人情報保護審査会
会長 永山茂樹



在外選挙人住所確認システム整備事業に係るオンライン結合による保有
個人情報の提供について（答申）

平成30年5月11日付けで、諮問のあった綾瀬市個人情報保護条例第13条第2項の規定に基づくオンライン結合による保有個人情報の提供について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

綾瀬市個人情報保護条例第13条第2項の規定に基づく諮問事案の内容については、適当なものと認めます。

なお、事務の実施に当たり、個人情報の厳正な管理について万全を期していただくよう要望します。

2 諮問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第13条第1項の規定により、法令に特別な定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による保有個人情報の提供を行ってはならないとされています。同条第2項にオンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない規定があり、本件について、法令に特別な定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときか否かを確認するため、審査会に諮問されたものです。

3 実施機関の主張（オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始する理由）

選挙管理委員会では、公職選挙法（以下「法」という。）の規定に基づき在外選挙人名簿の登録に係る事務を実施しています。在外選挙人名簿の登録については在外公館において登録申請を行っているところですが、法改正に伴い、国外転出予定者が最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている場合にあっては、当該市区町村から直接国外に転出するまでの間に行う「在外選挙人名簿への登録の移転」の申請（以下「出国時申請」という。）を行うことが可能となりました。これにより、選挙管理委員会は、外務大臣に対し、出国時申請者の国外における住所に関し、意見を求めなければならないこととなりました。意見照会及び回答事務については、外務省が開発・運用する「在外選挙人名簿への登録の移転に係る出国時申請者の国外における住所の確認のための意見照会・回答システム」を使用して行います。

このシステムを通じ、オンライン結合による保有個人情報の提供を行うことにより、出国時申請者の旅券番号、氏名、性別、生年月日、転出先地域、転出先国、転出予定日及び最終住所地が外務省と共有され、意見照会及び回答事務の簡素化並びに在外選挙人名簿への登録の迅速化が図れることから、公益上の必要性が認められます。また、提供した保有個人情報は、提供先である外務省と総合行政ネットワーク（LGWAN）により接続されるため、情報セキュリティ対策について万全を期しています。

以上のことから、このシステムを利用したオンライン結合による保有個人情報の提供は、出国時申請者の権利利益を侵害するものではありません。

4 審査会の判断

本件事務は、実施機関が主張するとおり、法令に特別な定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないときと認められます。

以上のことから、審査会として1の結論に至りました。